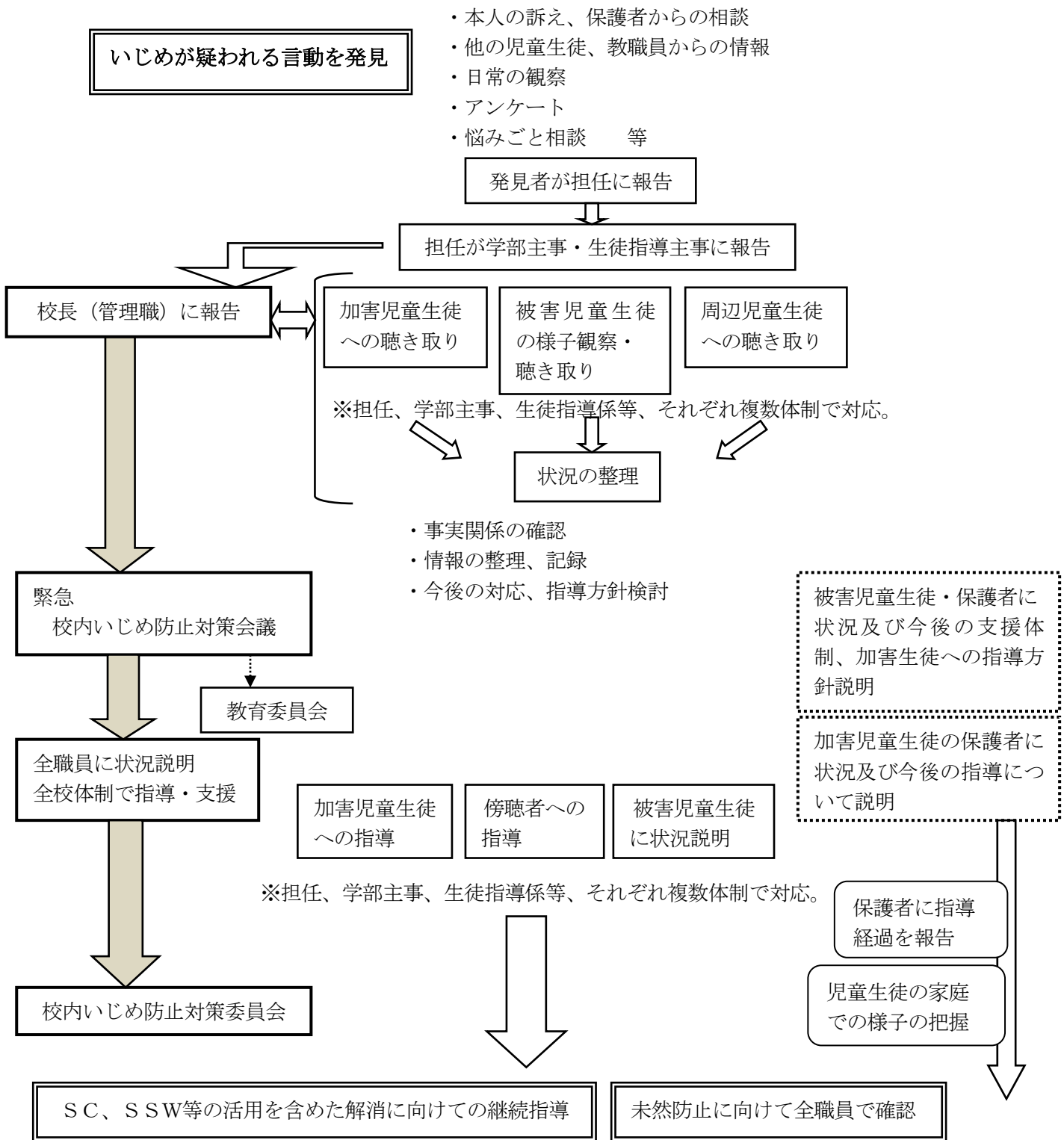


いじめ事案に対する基本的対応



《重大事案が発生した場合》

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関に報告をする。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し（いじめ防止対策会議）、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学部や学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。